

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る取扱いについてに関する
Q&A(VOL. 2)

令和2年3月4日

令和2年2月27日にお知らせしました取扱い等について、問合せのあった主なものに対する Q&A を送付いたします。

問1 事業所を開所しているが、欠席者に対して居宅等を訪問し、健康管理や相談支援等
できる限りの支援をした場合であっても、やはり報酬算定はできないか。

答 令和2年2月27日付け通知2の(2)において、「欠席者に対して1の(1)の対応をした場合、現状では算定不可とします。」とお伝えしておりましたが、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」(令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)において、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする」と示されました。

このことから、事業所を開所している場合の欠席者についても、居宅等を訪問し、健康管理や相談支援等、できる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービス費を算定可能といたします。

また、欠席児童等への支援としては居宅等において行われることを前提としておりますが、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができ旨、厚生労働省に確認しましたので併せてお知らせします。

なお、こうした健康管理や相談支援等のサービス提供を行うことにより通常のサービス利用と同様に利用者負担が発生することについて、あらかじめ保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

問2 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等
デイサービス事業所の対応として、「居宅等においてできる限りの支援の提供」を行
った場合、加算の取扱いはどうなりますか

答 加算については、当面の間、今般の緊急措置前に個別支援計画に基づき算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

問3 サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況の把握（モニタリング）などは、全て電話等で行ってよろしいか。

答 計画相談支援の電話等による対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において柔軟な取扱いを可能としており、「道路・鉄道等の交通の寸断，ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は，電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することを以て行うことを可能とする」などの考え方を参考に示されており，あくまで特例的な取扱いと考えております。

よって，これまで同様に居宅等を訪問して確認等を行うことを原則としますが，利用者及びその家族から新型コロナウイルス感染症に関連して居宅等への訪問を拒否された場合や感染の拡大を抑制するため等，やむを得ず電話等の方法により本人又は家族へ確認した場合であっても，報酬算定を可能とします。

その際に，居宅等への訪問を拒否された理由等（例 「利用者の発熱により訪問を断られた」等）は忘れずに記録しておくようにしてください。

※ 令和2年3月3日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から事務連絡にて、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」が発出されておりますので，併せてご確認ください。